

平成25年10月30日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
菅原建設 株式会社	茨城県水戸市白梅1-2-33
有限会社 理建工業	茨城県水戸市河和田町145-7

2 入札参加資格停止措置期間 平成25年10月30日から平成25年11月29日（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事

4 事実概要

元請負人の菅原建設(株)及び下請負人の(有)理建工業は、平成25年10月22日、河川都市排水課発注の排第3号排水路新設及び国補公共下水道桜川処理分区枝線（2-9工区）工事において、資材置場内にて覆工板用鋼製受桁プレートの仮組立作業を行っている際、受桁プレートが転倒し、作業員が左前足部骨折の重傷を負う事故を起こした。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表第3第6項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第75条第1項別表

措置要件	期間
別表第3第6項イ 「安全管理の措置の不適切により工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたと認められるとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上2カ月以内